

外部評価対象事業選定経過

対 象 事 業 4 3 6 事 業

1. 事務局（市政戦略課）による絞り込み

次の5つの選定基準により絞り込みを実施

- 選定基準① 予算事業（事務事業評価対象事業）
- 選定基準② 市の裁量の余地がある事業
- 選定基準③ 事業開始から3年以上経過した事業
- 選定基準④ 平成24年度以降も継続して実施する事業
- 選定基準⑤ 外部の視点からの議論が有意義であると考えられる事業

- ・ 選定基準①～④により機械的に事業の絞り込みを実施
- ・ 各部および財政課の意見を聞き取りながら、主に選定基準⑤により市政戦略課で絞り込みを実施

9 6 事 業

2. 行政評価委員会による絞り込み

96事業のうち、選定基準⑤「外部の視点からの議論が有意義であると考えられる事業」により、各委員に40事業ずつ選んでいただき、委員の希望の多い順に40事業を選定した。

※行政評価委員会…委員長：市長公室長 副委員長：総務部長
委員：市長公室次長、市政戦略課長、総務部次長、
財政課長

4 0 事 業

3. 外部評価委員会委員による選定

第1回外部評価委員会において40事業の概略を紹介し、各委員に評価対象としたいと思われる事業を20事業ずつ選んでいただいた。委員の希望の多い順に模擬評価対象の4事業を含む24事業を選定していただいた。

2 4 事 業

行政評価市民公開フォーラム 20 事業 模擬評価 4 事業